

CHIRYU

輝くまち みんなの知立



第6次
知立市
総合計画
(改定版)



輝くまち みんなの知立

CHIRYU





市章



市の花 かきつばた 市の木 けやき



『輝くまち みんなの知立』

～安らぎ・にぎわう 住みよさを誇れるまち～ をめざして



このたび、2015年度から2024年度の10年間の知立市のまちづくりの方向性を示す「第6次知立市総合計画」を改定しました。

改定にあたり、ご協力いただきました市民の皆様、関係各位には心から厚くお礼申し上げます。

知立市においては、2005年に制定した「知立市まちづくり基本条例」において総合計画の策定を義務づけ、まちづくりの基本理念を実現する重要な手段として総合計画を推進してまいりました。

「第6次知立市総合計画」の策定から5年間が経過し、本市を取り巻く環境にも変化がありました。

2015年9月の国連サミットにおいてSDGsが採択され、国際社会共通の目標が定められました。これを受けて国は2016年5月に「SDGs推進本部」を設置し、愛知県は2019年7月に国からSDGsに大きく貢献する可能性を持った地域として「SDGs未来都市」に選定されました。

本市としても、総合計画とSDGsはスケールが異なるものの、同じ方向を向いているものであり、総合計画の推進を図ることでSDGsの目標達成に向けた取組を進めていきます。

いずれの施策においても大切にしていく基本的な方針は変わらず、「知立駅周辺の整備効果の本市全体への波及」、「子どもや子育て世帯の暮らしやすさの向上」、「自助・共助・公助が息づく協働のまちづくり」を掲げ、特にこれからを担う子どもや若者がいきいきと暮らし、活躍できるまちにしていきます。

生活の場としての安らぎと、いきいきと活動している人が生み出すまちのにぎわい。その住みよさを誇れる『輝くまち みんなの知立』をめざし、市民の皆様と一丸となって、市政運営に取り組んでまいりたいと思います。

今後とも一層の市政へのご理解とご協力、まちづくりへのご参加をよろしくお願いいたします。

知立市長 林 郁夫

第1編
序章

第1章	総合計画のあらまし	2
第1節	総合計画改定の目的	2
第2節	総合計画の性格と役割	2
第3節	総合計画の構成と期間	3
第4節	総合計画の進行管理の考え方	4
第2章	知立市を取り巻く動向とまちづくりの主要課題	6

第2編
基本構想

第1章	基本理念と将来像	12
第1節	まちづくりの基本理念	12
第2節	将来像	12
第3節	まちづくりの枠組み	13
第2章	施策大綱	16

第3編
基本計画

■	知立市のまちづくりの基本的な方針	23
第1章	人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	
第1節	安心して暮らせるまちづくり	25
施策1	防災・危機管理	26
施策2	地域の安全	28
第2節	人にやさしいまちづくり	31
施策1	地域福祉	32
施策2	障がい者福祉	34
施策1	生活自立支援	36
第3節	健康で暮らせるまちづくり	39
施策1	高齢者福祉・介護	40
施策2	健康保険・地域医療	42
施策1	保健・健康づくり	44
第4節	環境にやさしいまちづくり	47
施策1	循環型社会・エコライフ	48
施策2	環境保全・公害防止	50
第2章	人々が集う交流のまちづくり	
第1節	住みたくなるまちづくり	53
施策1	住宅・住宅地	54
施策2	道路	56
施策3	公園・緑地	58
施策4	上水道・下水道	60

	第2節 訪れたいくなるまちづくり ……………	63
	施策1 知立駅周辺整備 ……………	64
	施策2 公共交通 ……………	66
	施策3 シティプロモーション・観光 ……………	68
	施策4 産業振興・雇用対策 ……………	70
第3章	次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり	
	施策1 子どもの健康づくり ……………	74
	施策2 子ども・子育て支援 ……………	76
	施策3 子どもの学び環境・学校教育 ……………	78
第4章	互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり	
	施策1 多文化共生 ……………	82
	施策2 男女共同参画 ……………	84
	施策3 人権 ……………	86
第5章	芸術や文化を大切にするまちづくり	
	施策1 生涯学習 ……………	90
	施策2 スポーツ ……………	92
	施策3 芸術・文化 ……………	94
	施策4 歴史・文化財 ……………	96
第6章	知立が輝くための仕組みづくり	
	第1節 市民が取り組む仕組みづくり ……………	99
	施策1 市民協働 ……………	100
	施策2 市民参画 ……………	102
	施策3 地域コミュニティ ……………	104
	第2節 地域経営力のある行政づくり ……………	107
	施策1 行政運営 ……………	108
	施策2 財政運営 ……………	110
	施策3 広報・情報化 ……………	112
	1 知立市まちづくり基本条例 ……………	116
	2 総合計画改定体制 ……………	118
	3 総合計画改定過程 ……………	118
	4 総合計画審議会 ……………	119
	5 市民参加 ……………	122
	6 庁内検討組織 ……………	123
	7 用語の解説 ……………	125



資料編





第 1 編 序 章

第 1 章 総合計画のあらまし

- 総合計画改定の目的
- 総合計画の性格と役割
- 総合計画の構成と期間
- 総合計画の進行管理の考え方

第 2 章 知立市を取り巻く動向と まちづくりの主要課題

総合計画のあらまし

第1節 総合計画改定の目的

本市では、2015年度から第6次知立市総合計画によって、『輝くまち みんなの知立』をめざして、着実にまちづくりを進め、人口も増加しました。

一方でこの間、全国的に少子高齢化や家族規模の縮小化はさらに進行し、市民の価値観が大きく変化するとともに多様化しました。また、経済の低迷期が長く続いている上に、異常気象による災害や米中貿易摩擦が起こり、地域経済や市民生活に大きな影響を及ぼしています。

このような中で、本市においては、これまでの地域課題に引き続き対応するとともに、社会経済状況を踏まえた新たな課題に対応した市政運営が求められています。また、本市では「知立市まちづくり基本条例」を推進する中で、市民と行政との協働により地域の課題に対応する、新しいまちづくりをさらに進める必要があります。

そこで、第6次知立市総合計画の施策評価や市民アンケート調査結果を踏まえて、市政運営の目標とその達成に向けた施策を明らかにする「第6次知立市総合計画」を改定します。

第2節 総合計画の性格と役割

総合計画は、次のような性格を持ち、役割を果たします。

総合計画の性格

- 本市の市政運営における最上位に位置づけられる計画
- 本市の中長期的な将来像を見据えて、本市が実施するすべての分野の施策の方向性を定める総合的な計画

総合計画の役割

- 市民、議会、市が、本市の将来像やまちづくりの目標を共有するもの
- 本市の将来像や目標の実現に向けて、市が実施する施策の方向性を定める行政の指針
- 協働のまちづくりに対し、市がどのような分野でどのような役割を担うかについて明らかにする、協働に対する行政の指針

※市民：知立市まちづくり基本条例では、市民を「市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等」と定めています。

第3節 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成しています。

基本構想

本市が中長期的にめざすまちや市民生活の将来像を描き、まちづくりの目標及び市政運営の方向性を示します。

計画期間は10年間（2015年度から2024年度）とします。

基本計画

基本構想で示した将来像や目標の実現に向け、市が取り組む施策の方針や内容を示します。

計画期間は、基本構想と同じ10年間（2015年度から2024年度）とし、中間年度において計画の進捗状況を確認します。

実施計画

基本計画で示した施策に基づき実施する事務事業について、その内容、事業量、事業費を財政と連動させながら具体的に示します。

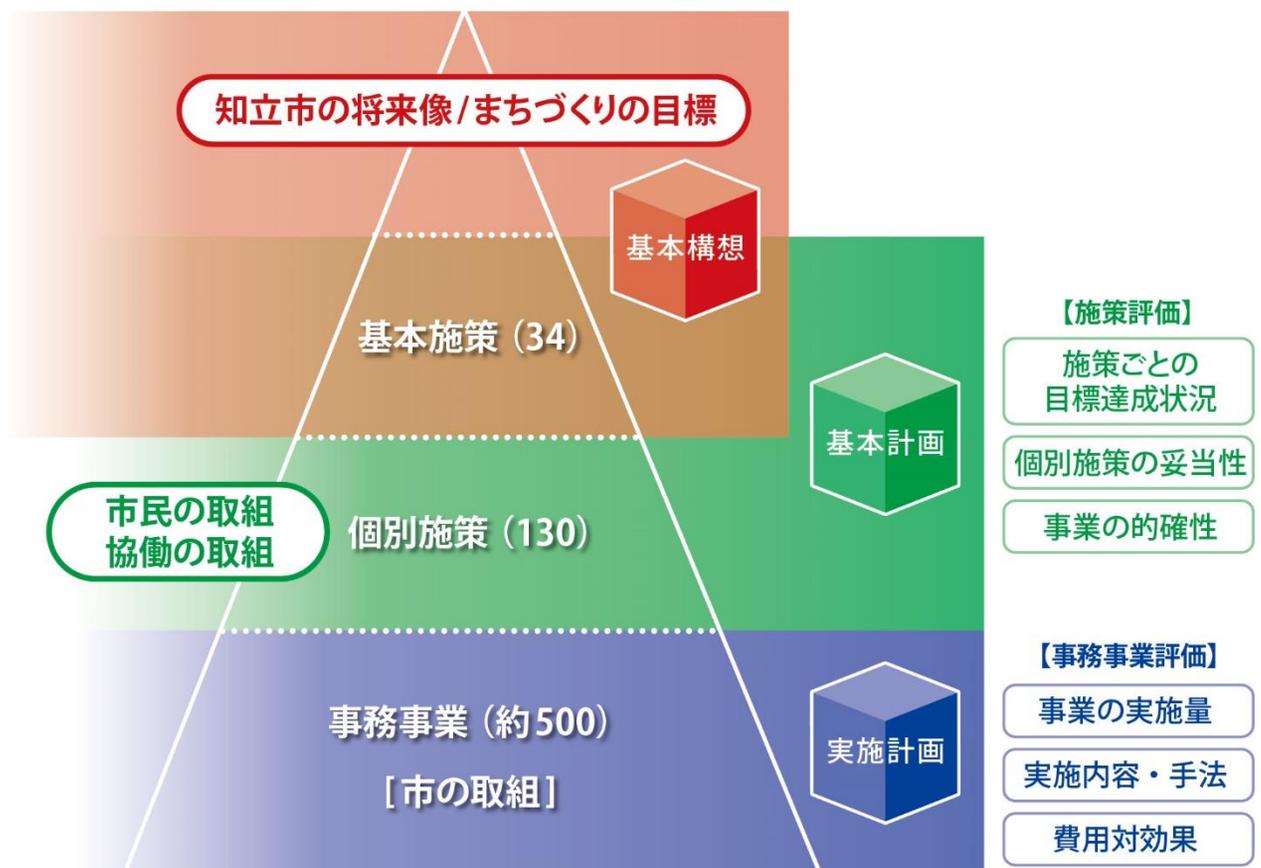
計画期間は3年間とし、毎年度見直ししながら作成します。（ローリング方式）

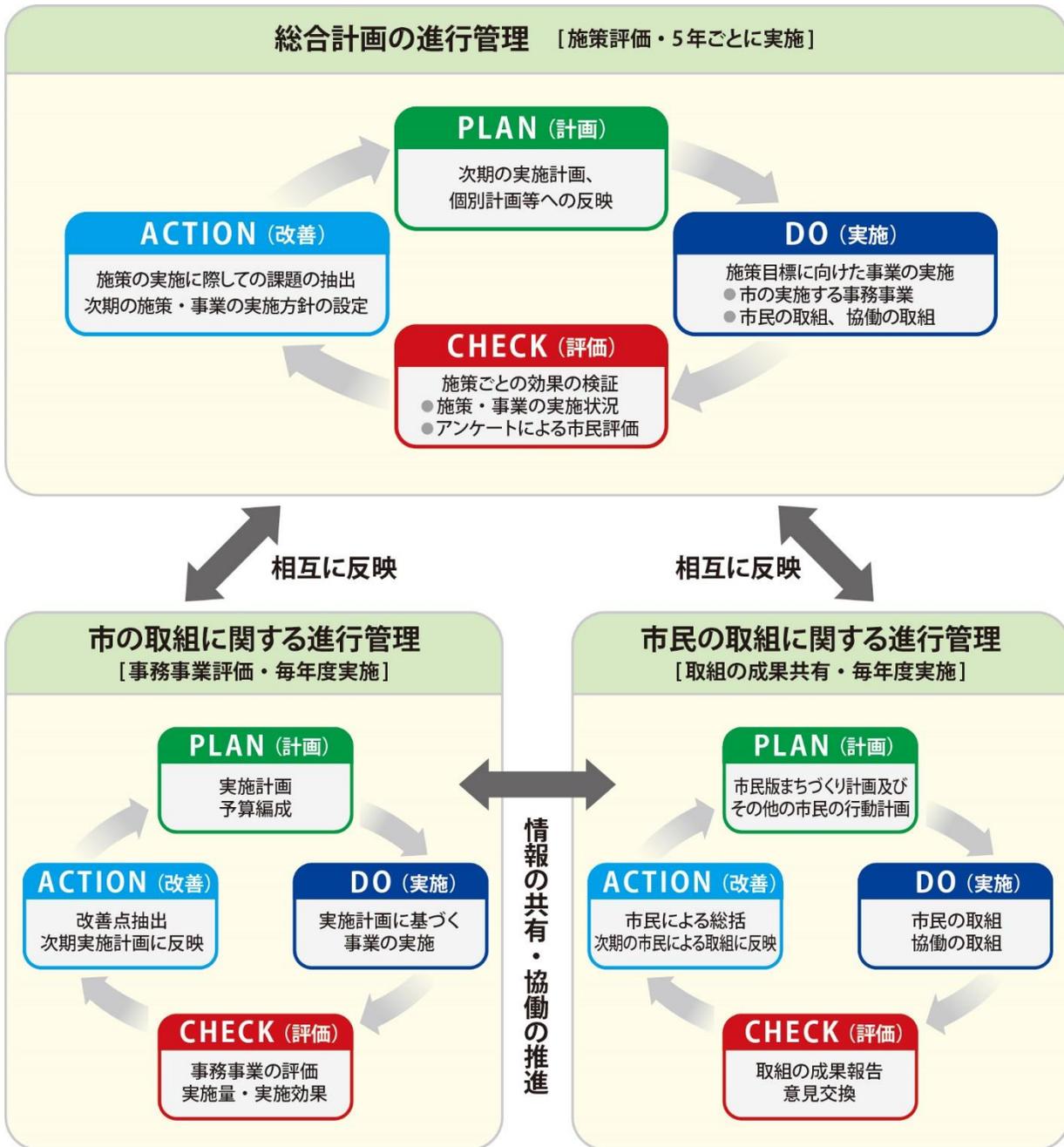


第4節 総合計画の進行管理の考え方

総合計画の進行管理については、基本計画に記載する施策の達成状況について、PDCA サイクルの考え方により、定期的に評価を行い、次期の実施計画や個別計画に反映させることとします。

なお、総合計画の将来像やまちづくりの目標は、市の施策や事業を展開することにより実現をめざすとともに、市民の取組や協働の取組もまちづくりに大きく貢献することを期待しています。このため、総合計画の進行管理としての施策評価は、市の取組の実施状況を検証する事務事業評価、市民の取組や協働の取組の成果の共有を行い、これらを反映させながら行います。





知立市を取り巻く動向とまちづくりの

1 人口減少、少子高齢化への対応

社会潮流

我が国全体の人口は、2008年をピークに減少傾向に転じました。今後その減少幅は加速度的に拡大していき、2040年代頃には年100万人程度減少することが予測されています。また、総人口が減少する中で少子化・高齢化も進展しています。国の社会制度や施策も、少子高齢社会や人口減少社会を踏まえたものに転換しつつあります。

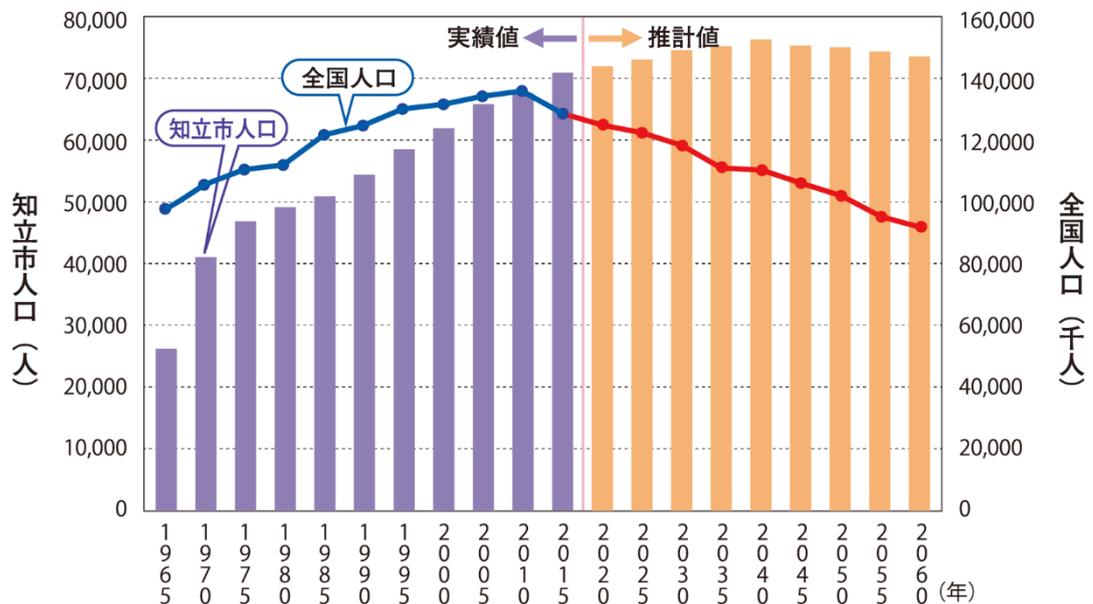
本市の状況と主要課題

本市において、人口は増加傾向にありますがその増加幅は徐々に縮小しており、2030年頃をピークに減少に転じることが予測されています。また、年少人口及び生産年齢人口がともに減少傾向に転じているのに対して、高齢者人口は増加の一途をたどっています。

本市は主要企業が揃っている名古屋市や豊田市に近く、交通利便性も高いとともに、現在知立駅周辺の開発を進めており、新たな住宅地整備も計画していることから、若い世代の増加が見込めます。

将来の少子高齢化の進展や人口減少を見据えた施策に取り組みながらも、本市が主要施策として取り組んできた子育て環境の充実を、これまで以上に進めていくとともに、良質な住環境の整備を進めていく必要があります。

本市と全国の人口推移と将来推計



【資料】

知立市人口：2015年以前は国勢調査、2020年以降は「第2期知立市まち・ひと・しごと創生総合戦略」推計値

全国人口：2015年以前は国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所（死亡中位・出生中位パターン）

主要課題

2 社会経済情勢の変化と行財政の悪化への対応

社会潮流

我が国の経済は低成長期を迎えています。消費や生産を支える生産年齢人口の減少などに伴い、今後も大きな経済成長は見込みにくいといわれています。雇用に関して、最近では改善の兆しが見られるものの、依然として厳しい状況が続いています。

人口構造の変化や経済状況などから、今後も、税収の大きな増加は期待しにくい一方で、社会保障費などの義務的経費が増加するとともに、老朽化した公共施設の改善などの支出が見込まれており、限られた財源の中で選択と集中を行い、地方自治体が自律的かつ効率的に行政運営していくことが求められています。

本市の状況と主要課題

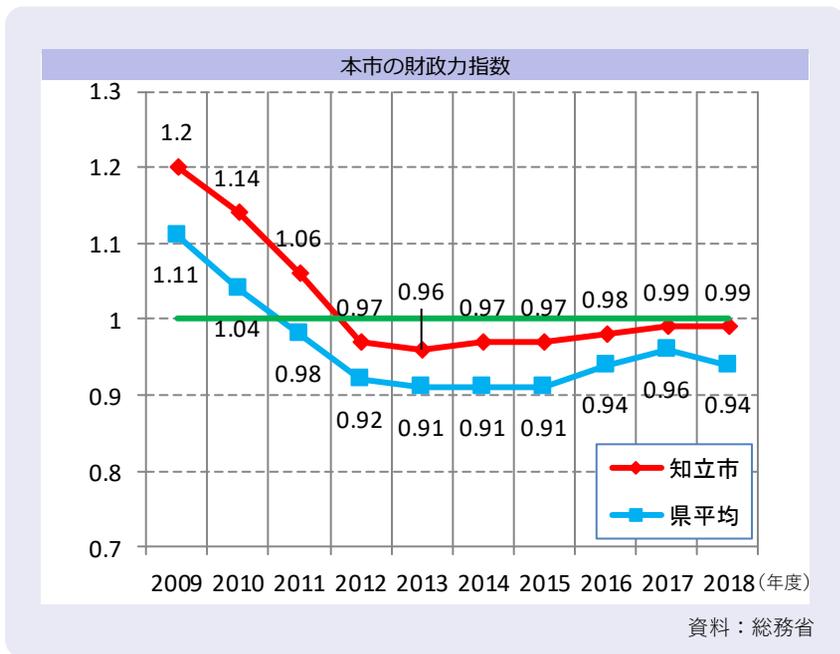
本市においても、リーマンショック以降は市内総生産や市民所得などが減少しました。財政力指数は2009年度をピークに低下傾向に転じ、2012年度には1を下回り、厳しい財政状況となっています。

このような財政状況を踏まえ、新たな自主財源の確保等による歳入の増加、事務事業の見直しや施策の重点化による歳出削減等、効率的な財政運営を行う必要があります。

雇用に関して、愛知県の求人倍率は全国より高く推移していますが、リーマンショック直後は全国と同様に状況が急激に悪化し、2009年には求人倍率が1を下回りました。

その後は年々上昇傾向にあり、2018年には1.95まで回復しました。地域の経済や雇用は産業や市民生活を支える重要な要素であることから、経済や雇用の活性化につながるまちづくりが必要となっています。

(愛知県の求人倍率の出典：愛知労働局「最近の雇用情勢」、厚生労働省：「一般職業紹介状況」)



※財政力指数
地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

3 地方分権と地域主体のまちづくりへの対応

社会潮流

2000年の地方分権一括法の施行以来、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化など、個性を活かし自立した地方をつくるための取組が着実に進められています。

また、1998年の特定非営利活動促進法の施行以来、多くのNPO法人が設立され、市民活動が活発化しており、市民による新しい公共や協働の概念も浸透してきています。魅力的できめ細かなまちづくりを進めるためには、市民力を活かした協働のまちづくりの重要性はさらに高まっています。

本市の状況と主要課題

本市においては、これまでも子育て環境の充実や多文化共生社会の推進、生涯学習のまちづくりなど、本市の特性を活かした独自の施策に取り組んできました。今後も引き続き、市民に最も近い行政として、現状と課題に即した施策立案と実行に取り組んでいく必要があります。

また、2005年に制定した知立市まちづくり基本条例において協働の重要性を位置づけました。市内各地で多様な市民活動が展開され、協働のまちづくりも進みつつあります。今後も市民・市議会・市がともに理解しながら、様々な場面で協働のまちづくりを進める必要があります。また、本市は生涯学習活動が活発なまちであることから、生涯学習や生きがいつくりの活動をまちづくり活動につなげていく仕組みを構築することも必要です。

4 災害に強い安全・安心なまちづくりへの対応

社会潮流

東日本大震災が発生するとともに、台風や局地的な豪雨に伴う水害・土砂災害が各地で頻発しています。

防災・減災の視点からハード面の整備や災害発生後の体制整備等を進めるとともに、2013年の災害対策基本法の改正において地域コミュニティレベルでの防災活動に関する計画である地区防災計画制度が創設され、地域防災力を強化していくことが求められています。

本市の状況と主要課題

東海地方では南海トラフ巨大地震の発生が高い確率で予測されています。本市においては、地震に伴う被害と合わせて河川の氾濫や浸水等の水害が生じる可能性があります。

これまで公共施設の耐震化等に取り組んできましたが、今後はインフラの耐震化などハードによる整備と合わせて、緊急時の情報伝達体制の強化を行っていく必要があります。また、市民・地域の災害時の対応能力を高め、市民・地域・企業・行政・消防・自主防災組織等の関係機関が一体となって、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。

5 情報化社会の進展への対応

社会潮流

情報通信技術（ICT）は急速に進展しており、市民の情報の入手・発信手段、コミュニケーション、消費や就労行動などに活用され、身近な市民生活に広く浸透してきており、様々な分野で大きな変化をもたらしています。また、企業活動もICTを活用した新たな展開を見せ、ICTは情報化社会において欠かすことのできない社会的基盤となっています。特に、AI（人工知能）やRPA（ロボットによる業務自動化の取組）などの技術の進展により市民生活の利便性向上が図られ、行政等においても市民サービスの拡充に向けた業務効率化が行われています。

また、自治体等の行政が保有するデータを公開することにより、市民参加や民間との協働による諸課題の解決や地域経済の活性化への期待も高まっています。

本市の状況と主要課題

本市では、市民サービスの利便性向上を図るため、ICTを活用した情報化の推進に努めてきました。ICTの進展は著しく、その変化に遅れることなく本市に即した技術を的確に捉え、取り入れることが重要となります。

市民の誰もが安全・安心にICTを利活用できる環境と、その利便性を実感できるような市民サービスの提供をめざし、効果的なICT導入事業の実施が求められます。同時に、個人情報・プライバシーの保護や、情報セキュリティの確保等、情報化に伴う課題に取り組んでいくことも必要不可欠です。

6 知立への誇りと愛着の醸成

社会潮流

少子高齢化により、人口減少が進む中、良好な住環境を整備することと合わせて、市民の地域に対する愛着や誇りを抱くシビックプライドをどのように育んでいくか、市外の人に本市の魅力をどのように発信していくかは大きな課題となっており、魅力を創造し、発信するシティプロモーションに取り組む自治体が増えています。

本市の状況と主要課題

本市には、東海道松並木、八橋のかきつばた、山車文楽・からくりなど、誇るべき地域資源がありますが、あまり知られていない現状があります。本市は、市民の定住意向は着実に上昇しており、就職を機に転入する市民も多くなっています。若い世代や将来を担う子どもを中心に、市民の本市に対する愛着や誇りを育んでいくことが求められています。





第 2 編 基本構想

第 1 章 基本理念と将来像

- まちづくりの基本理念
- 将来像
- まちづくりの枠組み

第 2 章 施策大綱

基本理念と将来像

第1節 まちづくりの基本理念

知立市まちづくり基本条例第3条には、まちづくりの基本理念として下の5点を定めています。本計画は、この基本理念に基づきまちづくりを推進するものとします。



第2節 将来像

第5次知立市総合計画においては、「輝くまち みんなの知立」という将来像を掲げ、様々な施策に取り組んできました。

本計画においては、その将来像を引き継ぐとともに、「輝くまち」の具体的なイメージを描き、さらに輝きを増すように市政運営を進めていきます。

『輝くまち みんなの知立』
～安らぎ・にぎわう 住みよさを誇れるまち～

この将来像には、次のような意味を込めています。

『輝くまち』とは・・・

これまで積み重ねられた歴史を大切にしており、知立市民が「生活の場としての安らぎ」と「産業が栄え、いきいきと活動している人の力が生み出すまちのにぎわい」を実感できる、住みよいまちの事です。

『みんなの知立』とは・・・

輝くまち』に愛着を持ち、みんなが知立のことを誇らしく思っている様子とわがまち「知立」のために、主体的にまちづくりに関わる市民の姿をイメージしています。

第3節 まちづくりの枠組み

計画期間における人口及び土地利用の方針を次のように定め、これに基づき市政運営を進めていきます。

1. 将来人口

本市の人口は、2015年には70,401人であり、これまでは増加傾向にありました。しかし、国立社会保障・人口問題研究所では、本市の人口は2030年頃をピークに人口減少に転じることが予想されています。

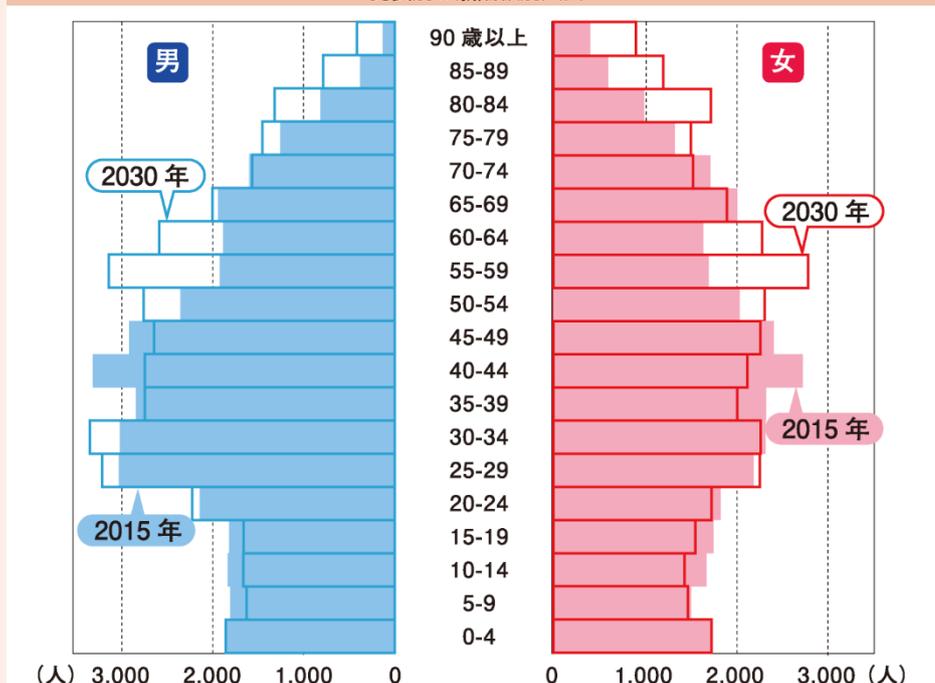
本計画においては、この人口推計を基にしつつも、子育て環境の充実、都市基盤施設の整備、新しい住宅地の開発等を進め、定住性の高いまちづくりを進めることで、総人口7万人の長期的な維持を目指します。

参考 本市のこれまでの人口の推移と将来推計

実績人口	推計人口				
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
70,401人	72,940人	74,459人	75,625人	76,283人	76,561人

資料：2015年は住民基本台帳値、2020年以降は「第2期知立市まち・ひと・しごと創生総合戦略」推計値

男女別5歳階級別人口



資料：2015年は住民基本台帳値、2030年以降は「第2期知立市まち・ひと・しごと創生総合戦略」推計値

2. 土地利用

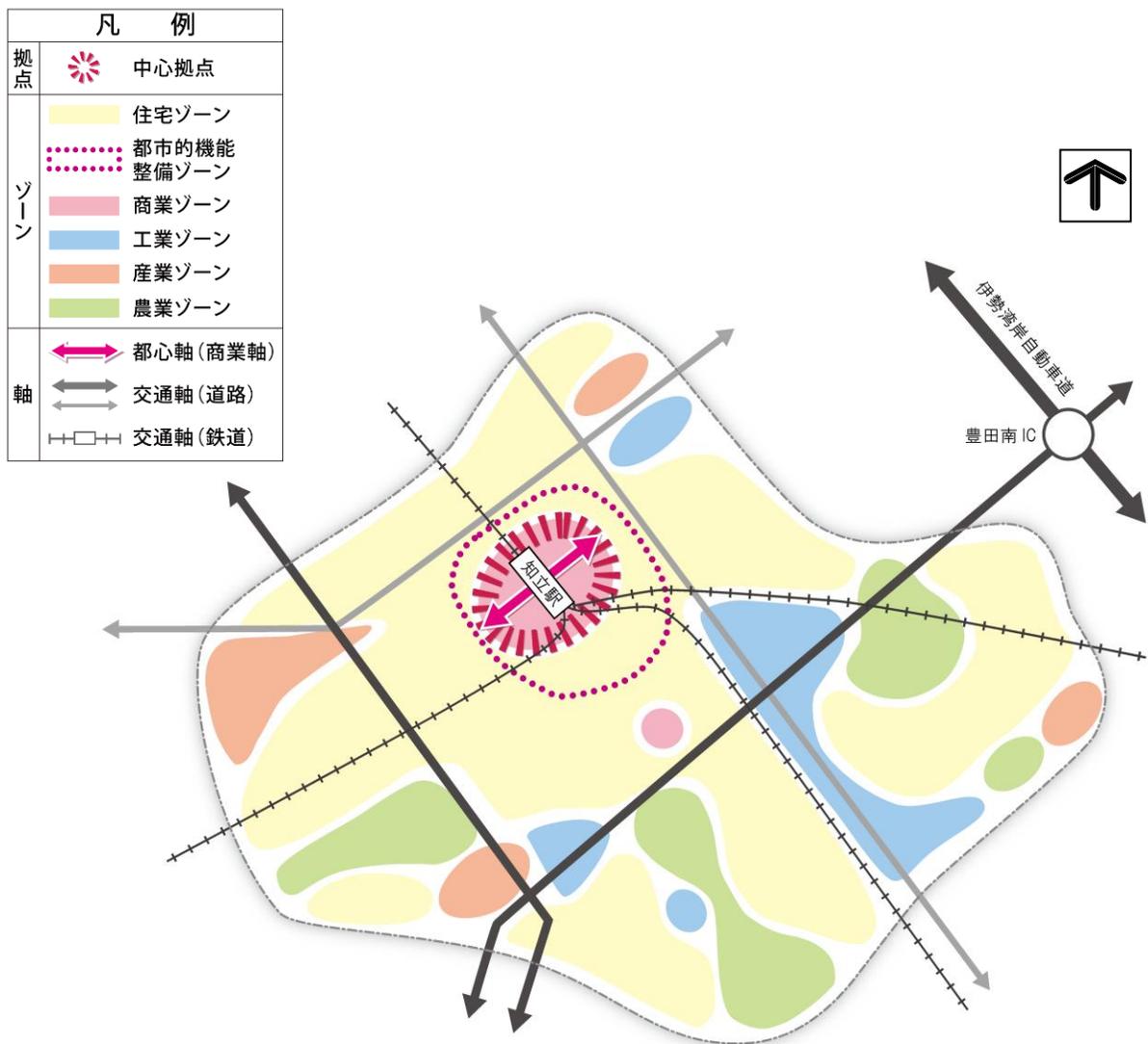
本市の土地利用は、市域 1,631ha のうち、1,081ha が市街化区域、550ha が市街化調整区域に指定されており、市街地と農地が調和した土地利用が図られています。

今後もこれまでの土地利用を継承しながら、各ゾーンの方針に基づき土地の有効利用を図ることとします。(下図参照)

知立駅周辺においては、連続立体交差事業にあわせて知立駅周辺土地区画整理事業、市街地再開発事業を実施しており、本総合計画の期間中においては公共施設整備とともに建築行為等の誘導により、都市機能の高度集積が見込まれます。

また、三河知立駅については移転に伴い必要となる土地利用や都市機能整備を推進します。

将来都市構造図



中心拠点

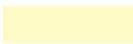


〈位置づけ〉

商業・業務など交流の拠点としての都市機能が立地し、市民や来訪者の多様な活動を支える、本市の「顔」となる場所を「中心拠点」とします。

- 広域交通ネットワークによる都市のポテンシャルを最大限に活用し、商業や業務機能の充実や、多様な都市機能の立地を図ります。
- 高層住宅も含めた居住環境の整備を進め、子どもから高齢者まであらゆる世代が交流し、賑わいあふれる空間を創出するとともに魅力ある都市空間・景観づくりを図ります。

住宅ゾーン



〈位置づけ〉

現況の土地利用において大部分が住宅地として利用されており、今後も住宅地としての利用を図っていくべき地区を「住宅ゾーン」とします。

- 低層住宅を中心とする地区、中高層住宅を中心とする地区、住宅が中心であるが生活利便施設の立地も許容する地区に区分し、それぞれの住環境に配慮した土地利用や施設立地を誘導します。

都市的機能整備ゾーン



〈位置づけ〉

中心拠点や商業ゾーンを核として、市街地の一体化等を図る地区を「都市的機能整備ゾーン」とします。

- 回遊性を高める移動空間の整備や都市機能の立地等を図ります。

商業ゾーン



〈位置づけ〉

知立駅周辺の中心拠点と位置づけている地区と、既存の商業機能が集積している地区を「商業ゾーン」とします。

- 交通結節機能の充実や、魅力ある商業・業務機能の誘導や維持を図るとともに、土地の高度利用により、まちなか居住の促進を図ります。

工業ゾーン



〈位置づけ〉

主要な幹線道路や既に工場が集積している地区周辺を「工業ゾーン」とします。

- 本市の地域経済を牽引するよう、今後も工業地としての利用を図るとともに、その一部において、工業用地の拡大を図ります。

産業ゾーン



〈位置づけ〉

広域的道路ネットワークのアクセス性が高い地区を「産業ゾーン」とします。

- 工業を中心に、一団の農地を活用し、新たな産業誘致を図りつつ、沿道等の一部において商業・業務機能の立地を図ります。

農業ゾーン



〈位置づけ〉

市街化調整区域の優良農地を「農業ゾーン」とします。

- 都市と調和した緑を保全するため、農地の利用促進と農地の保全・質の向上を図ります。

施策大綱

知立市まちづくり基本条例によるまちづくりの基本理念を、本計画の基本目標として位置づけ、施策大綱を構成します。加えて、5つの基本理念を実現させるための市民及び行政の取組のための仕組みづくりについて、6つ目の新たな基本目標を設定します。

基本目標 1 人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり

人、環境、健康、安心は、まちを輝かせるための基本的な要素といえます。このため、防災・防犯・交通安全等の施策やあらゆる緊急事態に備えた対応を進め、市民の安心を高めます。また、きめ細かな福祉施策や保健・医療施策の充実、社会保障の適正な運用により人にやさしく健康で暮らせるまちづくりを進めるとともに、環境配慮の施策により持続性のある地域づくりを行います。

基本施策項目

施策の内容

1-1. 安心して暮らせるまちづくり

(1) 防災・危機管理

地震・水害・火災等の防災・減災対策、危機管理

(2) 地域の安全

防犯や交通安全等の対策

1-2. 人にやさしいまちづくり

(1) 地域福祉

地域の支え合いを基本とした福祉の取組

(2) 障がい者福祉

障がい者の生活支援や自立支援

(3) 生活自立支援

生活自立支援対応や生活保護制度の運用

1-3. 健康で暮らせるまちづくり

(1) 高齢者福祉・介護

高齢者の健康・生きがいづくり、介護保険

(2) 健康保険・地域医療

国民健康保険制度の運営、医療費助成

(3) 保健・健康づくり

健康増進や疾病予防

1-4. 環境にやさしいまちづくり

(1) 循環型社会・エコライフ

地球温暖化防止やごみ減量

(2) 環境保全・公害防止

自然環境保全や公害防止

基本目標 2 人々が集う交流のまちづくり

将来像の「みんな」とは知立に関わりのあるあらゆる人をあらわしており、魅力的な住環境を備えることにより住みたい・住んでみたいまち、産業や地域資源の充実により訪れたいまちとなることをめざします。そして、住民や来訪者がいつでも集い交流することにより、にぎわいと活力のあるまちづくりをめざします。

基本施策項目

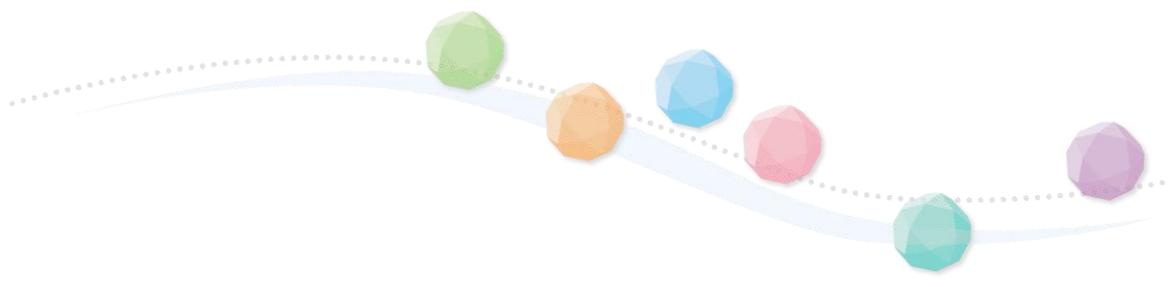
施策の内容

2-1. 住みたくなるまちづくり

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 住宅・住宅地 | 良質な住宅や住宅地の確保、既存住宅の活用 |
| (2) 道路 | 幹線道路や身近な生活道路の整備・改良・管理 |
| (3) 公園・緑地 | 公園や緑地の整備・管理 |
| (4) 上水道・下水道 | 安全な水の安定供給、雨水・汚水の排水処理 |

2-2. 訪れたくなるまちづくり

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 知立駅周辺整備 | 基盤整備や機能集積による拠点整備の取組 |
| (2) 公共交通 | 誰もが安心して移動できる交通手段の確保 |
| (3) シティプロモーション・観光 | 知名度向上や観光振興 |
| (4) 産業振興・雇用対策 | 商業・工業・農業の振興や雇用・就業対策 |



基本目標 3 次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり

本市を将来にわたり輝くまちにしていくためには、子どもを豊かに育むことが不可欠です。子どもの活力は地域の活力につながります。このため、出産期、乳児期、幼児期、学童期、青少年期を通じ、健康、子育て、教育などに対し、家庭・地域・学校と連携しながら、子どもに関する施策を総合的に取り組みます。

基本施策項目

施策の内容

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 子どもの健康づくり | 子どもと母親の健康づくり |
| (2) 子ども・子育て支援 | 保育サービスや子育て支援環境の充実 |
| (3) 子どもの学び環境・学校教育 | 学校や地域における教育や学び環境の充実 |

基本目標 4 互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり

地域には、国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方などの違う多様な人々が居住しており、それぞれの違いを認め合いながら、お互いを尊重し、すべての人が不安なく生活し、活躍できる地域をつくる必要があります。このため、人権に関わる幅広い問題について、理解を深め、誰もが思いやりと優しさを感じる知立づくりのための施策に取り組みます。

基本施策項目

施策の内容

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 多文化共生 | 国籍に関わらず住みやすい地域づくり |
| (2) 男女共同参画 | 男女を問わず活躍できる地域づくり |
| (3) 人権 | 人権に対する市民意識の向上 |

基本目標 5 芸術や文化を大切にすまちづくり

すべての市民が生涯にわたり学ぶことができ、自分の生活を豊かにするとともに、学びの成果を発揮して地域に貢献できる機会を整えることが大切です。このため、生涯学習、スポーツ、芸術、文化、歴史の分野において、市民の学びの観点から充実させる施策に取り組みます。

基本施策項目

- (1) 生涯学習
- (2) スポーツ
- (3) 芸術・文化
- (4) 歴史・文化財

施策の内容

生涯学習の推進、公民館活動
 地域スポーツ活動の推進、生涯スポーツの推進
 芸術・文化活動の推進、図書館の充実
 歴史資産・文化財の保全・活用、市史編さん

基本目標 6 知立が輝くための仕組みづくり

基本目標 1 から 5 に取り組むためには、市民と行政が協働して効果的・効率的に取り組む仕組みの構築が必要になります。このため、市民協働、市民参画、地域コミュニティなど市民主体による取組を促進するための仕組みづくりとともに、行政運営、財政運営、広報・情報化、広域行政など、効率的な市役所づくりのための施策に取り組みます。

基本施策項目

6-1. 市民が取り組む仕組みづくり

- (1) 市民協働
- (2) 市民参画
- (3) 地域コミュニティ

市民の社会貢献活動、協働のまちづくりの推進
 市政への参画、市民と行政の対話、情報公開の推進
 自治会・町内会等の地域活動の推進

6-2. 地域経営力のある行政づくり

- (1) 行政運営
- (2) 財政運営
- (3) 広報・情報化

行政運営の適正化・効率化、広域行政
 健全な財政運営、歳入・歳出の適正化
 広報の充実、電子化の推進と個人情報保護





第3編 基本計画

第1章 人と環境にやさしく、 健康で安心して暮らせるまちづくり

- 防災・危機管理
- 地域の安全 ● 地域福祉
- 障がい者福祉 ● 生活自立支援
- 高齢者福祉・介護 ● 健康保険・地域医療
- 保健・健康づくり ● 循環型社会・エコライフ
- 環境保全・公害防止

第2章 人々が集う交流のまちづくり

- 住宅・住宅地 ● 道路 ● 公園・緑地
- 上水道・下水道 ● 知立駅周辺整備
- 公共交通 ● シティプロモーション・観光
- 産業振興・雇用対策

第3章 次代を担う子どもを 豊かに育むまちづくり

- 子どもの健康づくり ● 子ども・子育て支援
- 子どもの学び環境・学校教育

第4章 互いの人権を尊重し、 思いやりの心を育むまちづくり

- 多文化共生 ● 男女共同参画 ● 人権

第5章 芸術や文化を大切にするまちづくり

- 生涯学習 ● スポーツ ● 芸術・文化
- 歴史・文化財

第6章 知立が輝くための仕組みづくり

- 市民協働 ● 市民参画 ● 地域コミュニティ
- 行政運営 ● 財政運営 ● 広報・情報化



知立市のまちづくりの基本的な方針

第6次知立市総合計画策定後10年間は、『輝くまち みんなの知立』～安らぎ・にぎわう 住みよさを誇れるまち～をめざして、各分野の施策に取り組むこととしていますが、いずれの施策においても大切にしていくな基本的な方針として以下の3つを設定しています。そして、その結果として、特に、これからを担う子どもや若者がいきいきと暮らし、活躍できる知立としていきます。

(1) 知立駅周辺の整備効果の本市全体への波及

第6次知立市総合計画策定後10年間は、本市の一大プロジェクトとして知立駅周辺整備が実施され、基盤施設や生活利便施設・商業施設・住宅施設が整備されることにより、本市の新しい顔となることが期待されます。この事業の効果を知立駅周辺地区に留まらず、本市の地域経済や産業全体の活性化への貢献、本市全域の利便性や居住環境の向上に波及させることとし、そのために、本市のすべての分野の施策や市民の取組との連携を図ります。

特に、知立駅周辺整備の完成時には、若い世代が知立の担い手となることから、子どもや若者が活躍できる場づくりの契機として、知立駅周辺整備を位置づけます。

(2) 子どもや子育て世帯の暮らしやすさの向上

本市は若い世代の住民が多いとともに、今後も知立駅周辺整備や宅地開発を機会とした若い世代の転入が期待されますが、若い世代の定住環境にとっては、子どもや子育て世帯の暮らしやすさは重要な要素となります。本市ではこれまでも子育て環境や教育環境の充実に努めてきましたが、今後は、他の分野も含めて、子どもや子育て世代を意識した行政サービスの充実を進めるとともに、地域全体で子どもや子育て世代が暮らしやすいまちをつくります。

(3) 自助・共助・公助が息づく協働のまちづくり

市民も企業も教育機関も地域も行政も本市の担い手です。例えば、高齢者や障がい者の暮らしやすさ、災害に強い地域づくり、美しい住環境づくり、にぎわいづくりなど、本市をより良いまちにしていくためには、それぞれの立場で役割を果たすことが必要になります。

これまでも「知立市まちづくり基本条例」に基づき市民、議会と行政との協働のまちづくりを進めてきましたが、今後もあらゆる分野や場面において、「自助・共助・公助」を意識しながら、すべての施策に取り組んでいきます。特に協働の場面において、知立の重要な担い手として、子どもや若者の参加を促します。

まちづくりの基本的な方針をふまえてすべての分野の施策に取り組み、その結果として、市民の定住意向がさらに高まることをめざします。

本市に住み続けたい と思う人の割合 (各年度市民意識調査より)	2007年度 (実績値)	2013年度 (実績値)	2018年度 (実績値)	2024年度 (目標)
	59.5%	67.1%	68.4%	